

第1章

事業の概要

1 趣 旨

「東南アジア青年の船」事業 (SSEAYP) は、昭和49年1月のインドネシア共和国、マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国及びタイ王国の各国と日本国との共同声明に基づいて始められた事業であり、これら東南アジア各国 (これに昭和60年度からはブルネイ・ダルサラーム国が、平成8年度からはベトナム社会主義共和国が、平成10年度からはラオス人民民主共和国及びミャンマー連邦共和国が、平成12年度からはカンボジア王国がそれぞれ参加) の積極的な参加と協力の下に、日本国

政府 (内閣府青年国際交流担当室) が実施している。

本事業は、日本及び東南アジア諸国連合の青年が、オンライン交流と対面交流による各種の交流活動を行うことにより、青年相互の友好と理解の促進、青年の国際的視野の拡大、国際協調精神の醸成及び国際協力における実践力の向上を図り、もって国際化の進展する社会の各分野で指導性を発揮することができる次世代リーダーを育成することを目的とする。

2 日 程

事項	日程
日本参加青年選考試験	5月28日 (日) 及び5月30日 (火)
関係各国連絡会議	7月4日 (火) 及び12月8日 (金)
地方プログラム受入県担当者等会議	8月28日 (月) 及び11月1日 (水)
ファシリテーター会議	9月15日 (金) 及び10月11日 (水)
日本参加青年事前研修	9月24日 (日) 及び10月28日 (土) ~29日 (日)
ナショナル・リーダー会議	9月27日 (水) 及び11月8日 (水)
内閣府による事前調査	10月2日 (月) 山梨県 10月12日 (木) ~13日 (金) 山形県 10月18日 (水) ~19日 (木) 愛知県 10月19日 (木) ~20日 (金) 鹿児島県 10月20日 (金) ~21日 (土) 長崎県
オンライン交流プログラム	11月12日 (日) 及び19日 (日)
対面交流プログラム	11月29日 (水) ~12月8日 (金)
日本参加青年事後研修	12月8日 (金) ~9日 (土)

3 構成

第47回「東南アジア青年の船」事業の構成員は次のとおりである。

(1) 事務局

- ① 管理部員
- ② ファシリテーター
- ③ 看護師

(2) ナショナル・リーダー (NL)

各国政府は、各国1名のナショナル・リーダー (NL) を選任する。NLは、自国の参加青年 (PY) を統率し、必要に応じ指導及び助言を行う。

(3) 参加青年 (PY)

PYは、次の資格要件を備える応募者の中から、各国政府が選考する。

- ① 2023年の各国政府の定める日現在において、年齢が満18歳から33歳までの者
- ② 健康で協調性に富み、事業の計画に従って規律ある行動ができること
- ③ 日本に対して関心があり、今後、自国と日本との交流拡大と友好促進を担うことが期待できること
- ④ 自国の社会、文化等について相当程度の知識があること

- ⑤ 自国以外の参加国に対して関心と理解があること
- ⑥ 本事業において、大学レベルの議論等諸活動を円滑に行うことができる英語力を有すること
- ⑦ 本事業の全日程に参加できること
- ⑧ 自らの負担で本会議に必要な機材 (パソコンのほか、インターネットに接続できる環境等) を準備できること
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの感染症対策について、内閣府が必要と認める場合に求める対応 (ワクチン接種、マスク着用、手指消毒、検査など) について協力できること
- ⑩ 新型コロナウイルス感染症などの感染症に関する水際対策措置が実施されているときにはこれに従うこと
- ⑪ 内閣府が主催する青年国際交流事業の既参加青年でないこと (令和2年度以降に内閣府が実施したオンライン交流事業に参加した者は応募可能)

PYの中から、PYの代表となるユース・リーダー (YL) 及びアシスタント・ユース・リーダー (AYL) を、各国1名ずつ選任する。

YLは、自国のPYの活動について連絡及び調整の任に当たり、AYLはYLを補佐する。YLとAYLは別の性でなくてはならない。

4 経費

第47回「東南アジア青年の船」事業の実施に当たり、内閣府は次の経費を負担した。

- (1) 東南アジア9か国のNL、PY及び日本国外在住のファシリテーターが対面交流に参加するための、当該国首都の国際空港と羽田空港又は成田空港間のエコノミー・クラスの片道の航空料金
- (2) NL、PY (日本を除く)、ファシリテーターの本事業期間中の疾病、事故等に対する保険料
- (3) 日本国内における、定められた日程に基づく見学等に要する交通費、入場料、宿泊費及び食費
- (4) 東南アジア9か国のNL、PY及び日本国外在住のファシリテーターが本事業の全日程終了後に帰国する際

の、羽田空港又は成田空港と当該国首都の国際空港間のエコノミー・クラスの片道の航空料金

- (5) 日本事後活動組織を除く各国事後活動組織代表者及び各国政府代表者が事業に参加するための、各国内における最寄りの国際空港と東京との間のエコノミー・クラスの往復の航空料金
- (6) 事後活動組織代表者及び各国政府代表者の、日本国内に定められた日程に基づく宿泊費及び食費

東南アジア各国政府は、自国におけるPYの募集、選考及び事前研修に要した費用を負担した。